

# 『宣講拾遺』——『宣講集要』を継承した宣講書

阿部泰記

(要旨)

『宣講拾遺』は『宣講集要』の後に編纂された清末の説唱形式の宣講書であり、全国的に普及し、各地で多くの版本が刊行された。この宣講書の特徴は『宣講集要』の案証を参考にしながら聴衆の要望に応じて新しい案証を編纂し、案証の冒頭に主旨を解説してわかりやすくし、人物の「宣」を多く挿入して読者の感情移入を誘うという工夫を施している点にある。本論文では『宣講集要』中から収録した案証と本書の案証を比較したり、後世の宣講書や民間芸能に継承された本書の案証を調査したりすることによって、本書がいかに民衆教化に貢献したかを立証する。

## 一 はじめに

『宣講拾遺』六巻は同治十一年(一八七二)に義都(河南淮陽)の莊跛仙が編纂した宣講書で、後に光緒元年(一八七五)刊本(山東登州)、光緒八年刊本(西安)、光緒九年刊本(河南周口)、光緒十年刊本(安徽亳州)、光緒十八年刊本(山東聊城書業徳)、光緒十九年刊本(蘭州)、同年刊本(蘇州上海掃葉山房江左書林)、光緒二十年刊本(同善堂)、光緒二十四年刊本(天津)、など清末から民国にかけて華北地域を中心に全国的に復刻されて普及した。なお民国年間に編輯された『宣講選録』十二巻(北平、一九三四)<sup>10</sup>は同じ内容のテキストであり、単行本に『宣

講拾遺愛女嫌媳<sup>11</sup>、『五元哭墳<sup>12</sup>がある。

本書は『宣講集要』十五巻を継承した宣講書であり、本論では、この書の編集の特徴とその伝播について考察する。

## 二 編纂と復刻

本書巻首には『宣講集要』十五巻と同様に、「宣講聖諭規則」「欽定学政全書講約事例」を載せる。案証は全四十二篇であるが、本書の場合、康熙帝の『聖諭十六条』ではなく、順治帝の『聖諭六訓』(明太祖『六諭』)によって分類するところに特色がある。

- 第一訓(孝順父母)——「至孝成仏(即楊一哭墳)」「堂上活仏」「愛女嫌媳(附積米奉親)」「還陽自説(附仁慈增寿)」「逆倫急報」
- 第二訓(尊敬長上)——「賢孫孝祖」「勸夫孝祖(附逆倫慘報)」「感親孝祖(附体親養育)」「仁慈格天(附売身養老歌)」「埋金全兄」「賢女化母」「惡婿遭讎」
- 第三訓(和睦鄰里)——「忍讓睦鄰」「排難解紛」「慈虐異報」「盛徳格天(附売身葬父)」「天眼難瞞」「縱虐前子(附五元哭墳)」「陰惡遭雷」
- 第四訓(教訓子孫)——「異方教子」「燕山五桂」「教子成名」「双受誥封」「訓女良詞」「阻善毒兒」「天工巧報」
- 第五訓(各安生理)——「思親感神」「勸聽宣講」「悍婦伝法(附冥案実録)」「毀謗遭讎」「因果実録」「南柯大夢」「拒淫美報(附戒淫歌)」

\*長江大学講座教授・山口大学大学院東アジア研究科

第六訓〔勿作非為〕—「善惡異報」「改道呈祥」「謀財顯報」「陰謀遺誼」「悔過愈疾」「償討分明」「代友完婚」「勸盜歸正」「双善橋記」

同治十一年の編者自序には、『宣講集要』が民衆啓蒙に成果を出したことに感じて、その体裁にならって『宣講集要』が拾い遺した案証を新たに編集したこと、『宣講集要』の案証が聞き慣れてしまつて新鮮さが無いので新しい案証を掲載して耳目を一新したことを述べる。

嘗観教化之書……近世宣講者、有『集要』一書、就十六条之題目、各举案証以実之、善足勸而惡足懲、行之数年、人心大有轉移之機……余心焉慕之。茲又於古今所伝有聞教化之事、挾取若干条、倣『集要』之体、而暢達其義旨、顔曰、「拾遺」……亦恐郷党鄰里間有厭『集要』之故者、為之一新其聽聞焉。年歳在壬申仲夏月書 義都杏林 跛士敬録

同年、古頓（河南）に寄寓した蔣岸登の序には、冷徳馨なる人物が楽書堂莊跛仙の宣講書を復刻するに際して序文を依頼されたこと、正式の宣講が学校などの礼法の厳しい場所で行われて一般庶民が近づけないのに対して、本書が場所や時間にこだわらず、誰でも自由に享受できる良さを述べていることを述べる。

愚才疎学浅、不嫻文辞。適有冷君号徳馨者、晤言葉書堂莊君跛仙者、手集古人遺事数款、条切身心、病中世俗、欲付棗梨、以資宣講、恨無序語、囑予為文、以冠其篇。……然所宣講者、聖經賢伝、詞尚文雅、非愚夫愚婦所能知、且設宣講者、家塾党庠、地閭礼法、非愚夫

愚婦所得近、曷若茲之採摭前事、演作俚言、一宣而人皆樂聞、不講而人亦必曉、不拘乎地、不挾乎人、不限以時、不滯以礼、宣之而如歌詞曲、講之而如道家常、固較之設学謹教、尤便於家喻而户晓也。時同治十一年歲次壬申荷月上旬偶題於古頓寄居瀛賓蔣岸登拜撰

光緒八年（一八八二）、陝西省咸陽の慶生<sup>13</sup>李映斗の重刻序には、因果報を示す案証が無学の者を啓蒙するために必要だと述べ、原板が中州（河南）にあつて不便であるので、宣講に携わる姻戚の梁兆初が提唱して復刻し、同志が印刷して流伝を広めたという。

報施之説、儒者不言、因果案証、所以誘掖不学之人也。……余姻梁子兆初、素事宣講、手携是書、就質於余、……緣板存中州、刷印弗便、梁子首倡捐資、另付棗梨。……但印本無多、流伝未広、嗣有同志統捐印送、原板工資、更不索取分文、則又梁子善与人同之厚望也。是為序。時光緒八年五月穀旦咸邑廩生李映斗敬撰

光緒二十四年（一八九八）、天津の通真老人序にも、因果報の書に勸善効果があることを指摘し、某生が時代の艱難を憂えて本書の繕本を復刻するに際して自分に序を求めたこと、本書が歌謡形式によって人を感動させ、無学の者ばかりでなく識者さえも引きつける力を持っていることを述べる。

自神聖救世情殷、有因果報應之書出、藉此改過遷善者、指不勝屈。是善書補王化所不及、聖教所未周也。有某生日擊時艱、偶得『宣講拾遺』繕本、另付棗梨、広行於世。奈無序文、挽予作以増於後。……

是書按切當時流弊、反覆開陳、而又 成音律、演作歌謠。其言情處、苦者令人感泣、樂者令人鼓舞、微特庸夫俗子明白易曉、即文人学士亦欣然樂聽。光緒二十四年歲次戊戌閏三月朔天津通真老人敬撰

光緒二十四年刊本の末尾にはまた光緒十年の張雨田「大興県民衆善等重刻」を掲載し、京師（北京）における復刻について述べている。

余戚張益齋……恨其板不存、京師欲広其伝、独力難支。於是商諸衆善、広為勸募、集資翻刻。窃幸衆擊易拳、夙願克償。質問於余、爰為述其顛末、附於簡尾。時在 光緒十年歲次甲申清和下澣張雨田氏 謹書。

また「捐資姓氏」として「西安省經理人」や、陝西・甘肅・山西・京師の信徒の「捐書」「敬送」部数を掲載しており、華北における流行が広範囲であったことを知ることができる。

### 三 各巻の案証

上述のごとく、本書は因果応報譚を説唱形式で述べた宣講書であり、各地で復刻されて全国に普及した。その構成を見ると、各巻には冒頭に「聖諭六訓解」を掲載し、『聖諭六訓』（『六論』）に配して案証を収録している。そして各巻の案証は以下のような内容である。

#### 第一訓〔孝順父母〕「古今順逆証鑑」教案（五篇）

「至孝成仏（即楊一哭墳）」（宣七場）―江蘇武進、楊一。親の墓で泣

いて天から銀を賜る。

「堂上活仏」（宣八場）―山西太原、楊黼。母が仏祖と教えられ、母を買って奉養する。

「愛女嫌媳（附積米奉親）」（宣十一場）―西漢、四川、姜詩の母陳氏。

邱姑の讒言を聴いて子姜詩の妻龐三春が呪詛していると信じ、二人を離縁させる。孫の安安は母に米を送る。

「還陽自説（附仁慈增壽）」（宣十場）―清道光年、湖広黄梅県、周士純

の子呆児の妻姜氏。悪妻で、夫に姑李氏と小姑蘭香を讒言したため、蘭香は縊死し、士純夫婦は乞食をする。冥界で拷問を受けた後、腹を割いて死ぬ。

「逆倫急報」（宣一場）―咸豊年、京山県、白克振。突然、不孝不弟の罪を告白し、靈魂は妻に憑依して世人に訓戒する。

#### 第二訓〔尊敬長上〕「古今順逆証鑑」教案（七篇）

「賢孫孝祖」（宣五場）―西蜀劍州、陳清華の祖母。嫁周氏が再婚しようとして清華の殺害を企てたため追放して自分で育てる。清華は内閣学士の職を授かり、祖父母を孝養する。周氏は再婚を後悔して縊死する。

「勸夫孝祖（附逆倫慘報）」（宣四場）―重慶府、郭丙南の妻賈桂英。丙南の遊蕩を戒めるが、丙南は悪友李心華に唆されて祖母の殺害を企てたため火傷を受け、罪を告白して死ぬ。

「感親孝祖（附親親養育）」（宣五場）―枝江県、趙本固の孫貴安。親松華が祖父母を山小屋に移したため諫め、祖父母を山に送った車を捨てないでよくと云って反省させる。

「仁慈格天（附充身養老歌）」（宣十二場）―河南、楊万里。妻朱氏が妾

を娶るよう説得するが聞かず、泌県の王好謙の三男の嫁羅愛廉が楊家に身を売ると、養女として好謙の三男と結婚させる。朱氏は高齡で懷妊する。

「埋金全兄」(宣三場) — 吉安府、趙雲霄。兄雲彦が悪に染まり、母が分けた財産も蕩尽すると、反省するのを見て救いの手を延べる。

「賢女化母」(宣五場) — 宋時、湖広、鄭廷林の娘瑞瑛。母余氏が前妻の子春元を虐待するがかばい、余氏が春元の妻荆氏を虐待すると、嫁いで同じ目に遭いたくないので死ぬと言って母を諫める。

「悪婿遭讒」(宣五場) — 西安府、陸振徳の一女桂蘭の婿高青彪。振徳が養子を取ることを阻止し、振徳の家産を継承すると振徳夫婦を追い出し、桂蘭は餓死する。振徳夫婦は甥純孝に救われ、青彪は出火で焼死する。

「王公孝友」(宣十場) — 巴州、王賢書の子煥章。兄燦章の殺害を謀る母を説得する。

### 第三訓〔和睦郷里〕「古今順逆証鑑」数案(七篇)

「忍讓陸鄰」(宣二場) — 昔、舒州府、何大栄。劉成華に山の柏樹を伐られたため次子昌堂が罵るが、婉曲に話して成華に柏樹を返させる。成華は後に趙平山の栗樹を奪って訴訟を起こし、二家は債務返済のため土地を大栄に売却する。

「排難解紛」(宣七場) — 武昌府、沈方言。李茂林・華林兄弟を和解させ、妻顔氏は兄弟の嫁を和解させる。万言は殺生、忍耐、慈愛を勧める。

「慈虐異報」(宣六場) — 陝西。秦潤福の後妻柴氏は前妻胡氏の子克礼を慈しみ、李大発の後妻金氏は前妻の娘桂香を虐待する。金氏の子丁混が克礼を侮辱したため克礼が丁混を殺すと、柴氏は弟克讓に

兄の身代わりを命じるが、県令は柴氏を表彰して桂香を克礼に嫁がせる。金氏は乞食をして餓死する。

「盛徳格天(附売身葬父)」(宣七場) — 宋真宗時、洛陽、劉元普。李克讓の無字の手紙を見て妻子を保護し、裴安卿の娘蘭が安卿の葬儀をするため身を売ると養女として克讓の子春郎に嫁がせる。

「天眼難瞞」(宣六場) — 昔、浙江、鄒子尹。偽善者で、張士信の子振邦を賭博に誘い、士信の居所の半分を奪う。子尹は祖師に罪を告白するが、後悔すずに遅く、家は火災に遭って焼死する。振邦は官職を得て帰郷し、一家は幸福に過ごす。

「縦虐前子(附五元哭墳)」(宣六場) — 昔、張開の後妻李氏。先妻の五子を虐待する。五子が母の墓の前で泣くと、夢に母が白巾を父に見せよと告げる。父は官に訴え、李氏は嶺南に流刑となり、途中で病死する。

「陰惡遭雷」(宣三場) — 咸豊年、湖北襄郡、何世昌。偽善者で、家畜を人の畑に放つて養い、高先生の諫めを聞かず、一家は疫病で死ぬ。雷に撃たれて罪を告白するが、廃人になって自殺する。

### 第四訓〔教訓子孫〕「古人証鑑」数案(七篇)

「異方教子」(宣五場) — 山西。黄徳輔の妻顧氏は一子宝善を厳しく教育する。王光瑤の後妻馬氏は一子宝珠を溺愛したため、宝珠が張東魯の子と喧嘩すると、裁判に大金を浪費し、宝珠は遊蕩して罪人となり、父の溺愛を恨む。

「燕山五桂」(宣四場) — 五代晋時、竇禹鈞。非道で亡父から警告を受けたため、黄疏(懺悔文)を上帝に送って善行に努めると、玉皇は禹鈞に五子を授け、五子は後に国家の棟梁となる。

「教子成名」(宣四場) — 本朝湖広武陵県、陳尚志の妻周氏。尚志の死後、子書章と娘玉蘭を教育する。玉蘭は向世昌に嫁ぎ、長兄世富の妻包氏と次兄世貴の妻李氏の不仲を解消する。書章は郷試の時、遊女を避け、後に翰林を授かる。

「双受詰封」(宣四場) — 山東歷城県、举人馮存義。妻王氏は嫉妬深く、妾莫氏は化粧を好む。存義が病死したと誤報が入ると、王氏と莫氏は再婚し、妾碧蓮が長子馮雄を教育する。父子は科挙に及第し、碧蓮は双方の詰封を受ける。<sup>15)</sup>

「訓女良詞」(宣八場) — 終南山、田氏夫人。娘玉英に三従四徳・七出・八則十不可・三綱五倫を講じる。

「阻善毒児」(宣四場) — 浙江嘉興県、金鐘。吝嗇で、妻単氏が慈善を行つて二子保福・保善を授かるが、老僧の毒殺を謀つたため二子を亡くす。

「天工巧報」(宣四場) — 江南常州府無錫県、呂宝とその妻楊氏。怠惰で、兄呂玉の子喜娃を売る。呂玉は子を捜し、陳朝奉の金を拾つて喜娃と再会し、陳家の娘を嫁に迎える。

### 第五訓〔各安生理〕 「古今順逆証鑑」教案(七篇)

「思親感神」(宣五場) — 明嘉靖時、定海県、孟継祥。広東へ商売に出ると、頼食猴が継祥の妻李氏に再婚を迫るが、関帝が継祥を定海へ送る。

「勸聴宣講」(非故事)

「悍婦伝法(附冥案実録)」(宣六場) — 浙江温州府永慶県、程継業。長子永誠の妻崔氏は悪逆で、三子永剛の妻曹氏は姑を制圧する方便を崔氏に伝授する。次子永貴の妻陳氏は応報があると言つて諫めるが

聞かず、二婦は冥界で罰を受ける。

「毀謗遭譴」(宣詞のみ) — 癸卯年、定遠県、古順富。聖諭を誹謗して失明するが、反省して甲辰年に快復する。

「因果実録」(宣四場) — 順治戊戌年、湖広孝感県、林嗣麒。肉屋の凌士奇と間違えられて冥界に連行され、冥王の裁判を見た後に蘇生する。

「南柯大夢」(宣七場) 沈永彪鑄。 — 昔明景泰年、金華山、済肖唐。隠士で、韓慶雲に隱遁を勧め、大槐安国南柯郡へ遊ばせ、冥界で審判を受けさせる。

「拒淫美報(附種子良法)」(宣四場) — 江西南昌府、張万誠。妻は多子の呂培徳に妾と交わるよう求めるが、培徳は万誠に善行を勧めて子を授けさせる。

\* 補刊「立身処世格言警戒自己勸化人」 — 陝西省西安府咸寧県、梁世瑞・世珍重刻。

### 第六訓〔勿作非為〕 「古今順逆証鑑」教案(九篇)

「善惡異報」(宣四場) — 湖南長徳府、盜賊孫浩然。家に残された親に子からと言つて金を恵む。監生趙華光は善行で子を授かるが、後に訴訟を唆して子も墮落したため、訴訟を戒める。

「改道呈祥」(宣七場) — 昔、揚州、周祥泰。よく人に迎合したため、吃逆を病んで死に、子徳隆の二子も死ぬ。徳隆は冥界の裁判を見て反省し、善行に努める。

「謀財顕報」(宣四場) — 江西南昌府、張宏烈。吝嗇で、傭人王苦児の金をだまし取つたため、苦児は母の墓前で泣いて縊死し、宏烈は反省せず死ぬ。子張鑫は「往生神呪」を苦児のために焼く。

「陰謀遭讎」(宣四場)―湖北北京山県、谷秀生の妻貞氏。兄秀実の死後、秀生を唆して秀実の子保寿を溺死させ、嫂張氏と下僕劉興の姦通を偽装して劉興を毆殺し、張氏を縊死させたため、亡霊に取り憑かれて死ぬ。

「悔過愈疾」(宣七場)―四川重慶府広安県、嚴天郎の妻邢秀姑。わがままであったが、大病を患って初めて反省し、竈神に懺悔して病気が快癒する。

「償討分明」(宣四場)―晋州古城県、張善友の妻李氏。吝嗇で、趙廷玉の母の葬儀の銀五十両を盗まれたため、善友が五台山の僧から預かった銀百両を着服するが、二子乞僧・福僧が家産を蕩尽し、地獄に連行される。

「代友完婚」(宣五場)―昔、天津、丁開朗。貧乏で沈家に絶縁されると、成大美が銭家に求婚し、婚礼の夜に丁生を花嫁と過ごさせる。

「勸盜帰正」(宣二場)―漢、陳実。梁上の盜賊のために哀了凡の「貧富利迷歌」を聞かせて改心させる。

「双善橋記」(宣三場)―明、蜀川、朱琦。老人から石音夫の功過記<sup>7</sup>を教えられ、王員外とともに石橋を修築するが、建設中に目と足を負傷し、竣工すると雷に撃たれて死ぬ。朱琦はこうした試練を経て太子に転生する。

#### 四 案証の継承

前述のように、本書の序文には『宣講集要』収録の案証がすでに古くなり、新しい案証を必要としたと言うが、本書には『宣講集要』中の案証も以下のように七篇を収録している。

##### 第一訓

「至孝成仏」(即「楊一哭墳」)―『宣講集要』卷一「楊一哭墳」

「堂上活仏」―『宣講集要』卷二「堂上活仏」

「愛女嫌媳」(附「積米奉親」)―『宣講集要』卷二「積米奉親」

##### 第二訓

「埋金全兄」―『宣講集要』卷六「雲霄埋金」

##### 第三訓

「忍讓睦鄰」―『宣講集要』卷八「忍讓睦鄰」

##### 第六訓

「勸盜帰正」―『宣講集要』卷十一「勸盜賊」

「双善橋記」―『宣講集要』卷十一「双善橋」

ただ元来の案証をそのまま講じているわけではなく、各篇は冒頭に主旨をわかりやすく述べたり、人物の宣の場面を増やしたりして改新している。

##### 1. 第一訓「至孝成仏」

「即ち楊一哭墳」と注記するように、『宣講集要』卷一「楊一哭墳」を改名した案証である。『宣講集要』「楊一哭墳」では、「聖諭六訓解」をよりわかりやすく解説する形態を取りながら、貧家の父母が苦勞して子供を育てながら子供が父母の苦勞を理解しないと説き始める。

聖諭説、「養父母の身、随你的力量、儘你的家私。飢則奉食、寒則奉衣。」這是為貧窮人説的呀。貧窮の父母、撫養儿女、更費辛勤。

貧窮的兒女、看待父母、多不殷勤、皆因見識不到。……

これに対して『宣講拾遺』『至孝成仏』では、「聖諭六訓解」を離れて、単刀直入に、人生で親孝行ほど大事なものはないと説き始める。

人生莫重於敦倫。敦倫莫先於尽孝。蓋父母之恩、昊天罔極、撮髮難。即竭力尽心、難報於万一。……

「宣」は教訓や人物の感情を表現する歌詞であり、「楊一哭墳」では、①楊一が父母に酒食を勧めて歌う「勸親歌」、②楊一が父親の死を悲しむ言葉、③楊一が母の死を悲しむ言葉、④楊一が父母の墓前で泣く言葉、⑤楊一が父母の恩に感謝する言葉、⑥楊一が父母の死後に天が銀一穴を賜っても悲しむ言葉を述べている。

「楊一哭墳」

「至孝成仏」

- ①「勸親歌」三首（楊一）
- ②「哭声翁婦陰府淚濕衣襟」（楊一）
- ③「適纔聞父親死大哭一陣」（楊一）
- ④「不肯兒守墳台珠淚滾滾」（楊一）
- ⑤「父母恩深似海說之不尽」（楊一）
- ⑥「老天爺有福祿何不早降」（楊一）
- ⑦「貧楊一跪流平不禁淚淋」（楊一）

これに対して「至孝成仏」では、さらに途中の散文の叙述（傍線部）を歌詞（波線部）に変えて、②父親が楊一の苦勞を除くために早く死の

うと考える言葉や、⑤楊一が飢餓に苦しむ父母を悲しむ言葉、⑦楊一が貧乏人に孝行を説く言葉を「宣」で表現している。

「楊一哭墳」

時纔我眼睛微閉二位童子、他說要把我二老接去、我也惟願早死、莫把我兒長長牽掛住呵。……

……「不肯 守墳台珠淚滾滾。……親養兒受過了万苦千辛。」想那年十二月、下大雪三天、冷凍透骨、只剩得兩湯碗米、母親與兒每頓煮点粥飯、尽拿兒吞、可憐我一双爺娘、每頓吃的是菜羹合開水。過那三日、好不淒涼呢。「父母恩深似海說之不尽。……怎教我我不傷心大放悲声。」左右鄰人見楊一哭得很。……楊一將銀錢散於貧乏之家、說你們有父母的、及時供養、莫學我後悔無及也。

「至孝成仏」

「我適纔在病床昏沈閉眼。有二位青衣童到我面前。他說我与你母陽寿近限。要接我老夫婦同登西天。就教我及早死心中惟願。也免得窮命兒辛苦顛連。……」

「想那年殘冬時年荒飢饉。父与母背起兒乞討鄉鄰。身無衣風透骨寒冷難忍。真可憐天降下大雪堆門。家僅存碗半米遭此苦困。每一頓煮一撮尽与兒吞。憐爹娘只餓的腹鳴腸滾。三天整一顆米未曾粘唇。想此等海深恩何日報尽。……即軫生難忘我父母之恩。」

楊一在此墳前日夜慟哭。……「貧楊一跪流平不禁淚淋。尊一声衆鄉鄰細 我云。不可說貧窮人不当孝順。想窮人盤養兒更費苦辛。……」

ちなみに『宣講彙編』卷一「楊一哭墳」は、『宣講集要』と同じ叙述

であり、冒頭に聖諭に則した解説を載せる。

聖諭説、「養父母身、随你力量、俵你家私。……」這是為貧窮人説的呀。貧窮的父母撫養兒女、更費辛勤。貧窮的兒女看待父母、多不慇懃。

## 2. 「堂上活仏」

『宣講集要』卷二「堂上活仏」を改編した案証であり、冒頭に父母に孝行を尽くすことは神仏に参拝するより重要であることを説く。

諺有之曰、「在家孝父母、勝似遠燒香。」嘆今世之愚夫、只知南北朝山、不知家有父母、就是活仏二尊。若不誠心孝敬、即步山涉水、到处朝拜、有何益哉。今拳一案、以作証明。山西太原府、一人名楊麟。……

## 3. 「愛女嫌媳」

「附積米奉親」と注記するように、『宣講集要』卷十一「積米奉親」を改編した案証であり、案証に入る前に、娘を溺愛し嫁を嫌悪することは愚行であると説く。

諺有之曰、「世間有四痴。」何謂四痴。愛女嫌媳、一也。不敬師範、二也。不勤耕種、三也。疎親近友、四也。……吾今專把第一痴講來、諸位請聽。

また各所で人物の言葉を「宣」によって表現し、劇的な効果を出して

いる。

姜文進が臨終に際して妻陳氏に対して嫁龐三春を可愛がるように訓戒する。

文進が嫂を尊重しない邱姑を訓戒する。

文進が姜詩と三春に対して辛抱するよう励ます。

邱姑が陳氏に対して、三春が陳氏を呪詛している譏言する。

陳氏が姜詩に対して、自分を呪詛する三春を処置するよう叱る。

陳氏が姜詩に対して、三春が水桶に毒を入れたと誣告する。

三春が姜詩に対して冤罪を訴え、安安を残して去ることを悲しむ。

む。

三春が家を出て途方に暮れる。

陳氏が死を装って邱姑を呼ぶが、邱姑が非情なので罵る。

陳氏が帰宅した三春に罪をわびる。

## 4. 第二訓「埋金全兄」

『宣講集要』卷六「雲霄埋金」を改編した案証である。冒頭に兄弟は手足のように重要だと説き、弟が墮落した兄を更生させる主旨を述べる。

古云、「兄弟猶手足、妻子恰似衣裳。」衣裳既敝、猶可更換、手足若折、無可復得。……既為兄弟、……過失相勸化。……

## 5. 第三訓「忍讓睦鄰」

『宣講集要』卷八「忍讓睦鄰」を改編した案証である。冒頭に忍耐・謙讓によって近所と和睦することの重要さを説く。



心存忍讓、郷鄰無不睦矣。夫郷鄰、貴乎睦也。若能忍能讓、郷鄰豈有不睦也哉。今拳一案、忍讓睦鄰、而受福崇者言之。

また案証中に、①何大栄が三子に忍耐の尊さを説く言葉、②趙平山が境界を侵した劉成華を罵る言葉を「宣」によって表現する。

為父的喚爾等各立庭堂。囑咐你幾句話細聽端詳。各自要心常存一片忍讓。処鄰里要和睦莫致參商。……

罵一声劉成華實則混賬。屢次的逞性欺压鄰鄉。皆只因好鄰舍能存忍讓。慣起你牛皮氣凶過虎狼。……

6. 第六訓「勸盜掃正」

『宣講集要』巻十一「勸盜賊」を改編した案証であるが、冒頭に主旨を説明する叙述はない。

7. 「双善橋記」

『宣講集要』巻十一「双善橋」を改編した案証である。朱琦が貧困を抜け出せない自分の運命のつたなさを嘆く言葉を「宣」で表現する。

坐路傍不由我悲声大放。思想起命運悲心内慘傷。自生来並未曾胡為浪蕩。又未曾壞心術欺騙鄰郷。想是我在前生作惡万状。罰今世遭困苦身受悽涼。……

なお『宣講拾遺』は『宣講集要』のほか、清末の『宣講摘要』『宣講彙編』『宣

講福報』などの宣講書とも共通する案証を収録する。今、それらを比較すると以下のとおりである。

8. 第三訓「縦虐前子（附五元哭墳）」

『宣講摘要』巻一「五子哭墳」には冒頭に主旨の説明はないが、この案証の冒頭には、夫が再婚する場合には後妻を教育しなければ前妻の子が苦渋を嘗めるという主旨を述べる。

諺云、「教子嬰孩、教妻初来。」蓋妻賢由教而成。不賢由不教而壞。……中年喪妻、再娶妻子室者、初来不緊查嚴戒、則前室子女之苦、有不堪言者矣。……

9. 第四訓「教訓子孫」

「燕山五桂」

冒頭に聡明な子を授かるには慈善に努めるしかないと説く。  
每嘆世之愚夫、多有刻薄慳吝、機謀為懷、從不以方便存心、而妄求聡俊子嗣。

なお『宣講福報』巻一「五桂聯芳」では、この案証の主人公である竇燕山が善行に努めて聡明な五子を授かるという別の解説を行う。

昔「文昌帝君陰騭文」曰、「竇氏濟人、高折五枝之桂。」『三字經』説得有、「竇燕山、有義方。教五子、名俱揚。」

10. 第六訓「勿作非為」

「償討分明」

『宣講摘要』巻三「收債還債」には冒頭に主旨の説明はないが、この案証の冒頭には、不法に得た財はいつか必ず返還することになると述べる。

従来欠債要還錢、冥府於斯倍灼然。若是得來非分內、終須有日復還原。

11. その他、本書は河南で編纂されたにもかかわらず、以下のように中国西南地区で使用される西南官話を使用した案証が見られる。これらも別の宣講書から引用した案証と思われる。

- 淡泊（貧困）<sup>18</sup>（第一訓「孝順父母」「逆倫急報」）
- 出嫁（再婚）<sup>19</sup>（第二訓「尊敬長上」「賢孫孝祖」）
- 嫖賭擲擲（飲む、打つ、買う）<sup>20</sup>（同前「勸夫孝祖」）
- 跪倒（倒）は継続を表す助詞<sup>21</sup>（同前「感親孝祖」）
- 磋磨（虐待）<sup>22</sup>（同前「王公孝友」）
- 活路（労働）<sup>23</sup>（第三訓「和睦郷里」「排難解紛」）
- 盤（養育する）<sup>24</sup>、臉黑（怒る）<sup>25</sup>、岔（煩わす）<sup>26</sup>（同前「縦虐前子」）
- 角孽（口論）<sup>27</sup>（第四訓「教訓子孫」「義方教子」）

## 五 案証の伝播

『宣講拾遺』の思想や案証は以下のように全国の宣講書に取り入れられた。

1. 『閨閣録』一卷（光緒十年重刊、甘肅省城河北文昌宮）<sup>28</sup>。案証十七篇  
 婦女のための宣講書であり、『宣講拾遺』第五訓「勸聽宣講」を転載し、  
 婦女に宣講を聴くよう勧めている。

皇上欽訂／聖諭、頒行天下、是個甚麼意思。是恐怕我們百姓、分不<sup>29</sup>好歹、弁不倒善惡、纔把這聖諭頒行天下、時時宣講以作榜樣。……如今婦女都不愛聽聖諭、不但自己罪過不知、又悖了王章。

2. 『宣講管規』六卷（宣統二年、河南洛陽周景文）<sup>30</sup>。案証六十六篇  
 『宣講拾遺』から案証を転載しないが、『宣講拾遺』にならって案証を  
 『聖諭六訓』『孝順父母』『尊敬長上』『和睦郷里』『教訓子孫』『各安生理』  
 「勿作非為」に配している。

洛陽悔過痴人（周景文）の序文には、人々が『宣講拾遺』六卷を朗誦するとみな感涙を流して聴きいつたため、歌詞が人を感動させ、俗語が人に理解されることに気がつき、『聖諭六訓』に即して新しい宣講書を編纂したと述べている。

為之取莊跛仙『宣講拾遺』朗誦數過、無不踴躍謹呼、感愧零涕而不能自己者。然後嘆歌詞足以動聽、俚語尽人能解也。如是夫、如是夫。有恐講之久而厭故者、請予仿『聖諭六訓』遺意、再為贅之。

また民国二年の劉熙黎の跋には、政府刊行の教科書と併用すれば、文盲の人々に対する啓蒙教育が普及すると述べている。

得吾友周君『管規』、与「審定書」相輔而行、則教育之所飛走、普而又普。為何如哉。惟是書中為警覺愚夫愚婦痴兒孔子計、故多設因果、往往虛者實之、微者顯之、以求易於針愚訂頑。

3. 『宣講大成』上下二函十六冊（民國二十二年、吉林省扶余県）<sup>31</sup>案証百六十篇

『宣講拾遺』にならって「宣講聖諭規則」を掲載する。閻登五の序文<sup>32</sup>には、宣講という通俗的な方法を用いないと教化が広まらないと指摘する。

然而非宣講則化世之功、若有難竣者也。夫宣者、宣其字義、講者講其奧者。始則一二人創之、繼則千百人效之。初則一二處興之、後則各鄉各鎮各城各省並行之。人不分賢愚可否、職不分士農工商。既欲置身於宣講、即能正己而化人、樹身而濟世。

閻序の後の胡守中「宣講大成原委記」<sup>33</sup>には、教化に資する古今の實事を探取して案証として編輯したと言うが、実際には『宣講集要』『宣講拾遺』『宣講醒世編』などから案証を転載し、新たに「孝弟忠信礼義廉恥」八則に分類している。

易於化転人心、移風易俗者、莫案証若也。其書多係清儒所輯、採取古今實事有関風化足資勸懲者、編為案証。

本書の案証は先行する案証集に改編の手を加えずほそのまま転載したものが多く、ストーリーを変えたり、宣詞を挿入したりして新案証

に改編したものもある。

『宣講拾遺』に取材した案証は以下の三十五篇の多数に上る。

- 〔孝字卷一〕「至孝成仙」〔拾遺〕卷一、「堂上活仙」〔拾遺〕卷一、「感親孝祖」〔拾遺〕卷二、「思親感神」〔拾遺〕卷五、「勸夫孝祖」〔拾遺〕卷二、「賢女化母」〔拾遺〕卷二。
- 〔孝字卷二〕「逆倫急報」〔拾遺〕卷一、「賢孫孝祖」〔拾遺〕卷二、「愛女嫌娘」〔拾遺〕卷一、「還陽自說」〔拾遺〕卷一。
- 〔弟字卷三〕「埋金全兄」〔拾遺〕卷二、「陰謀遭讎」〔拾遺〕卷六。
- 〔弟字卷四〕「天工巧報」〔拾遺〕卷四、「割愛從夫」〔拾遺〕卷三「慈慮異報」<sup>34</sup>。
- 〔忠字卷五〕「排難解紛」〔拾遺〕卷三。
- 〔忠字卷六〕「双受誥封」〔拾遺〕卷四。
- 〔信字卷八〕「阻善毒兒」〔拾遺〕卷四、「双善橋記」〔拾遺〕卷六、「因果定録」〔拾遺〕卷五、「惡婿遭讎」〔拾遺〕卷二、「天眼難瞞」〔拾遺〕卷三。
- 〔礼字卷一〕「教子成名」〔拾遺〕卷四、「燕山五桂」〔拾遺〕卷四、「拒淫美報」〔拾遺〕卷五。
- 〔礼字卷二〕「異方教子」〔拾遺〕卷四、「訓女良詞」〔拾遺〕卷四。
- 〔義字卷四〕「仁慈格天」〔拾遺〕卷二、「盛德格天」〔拾遺〕卷三。
- 〔廉字卷五〕「改道呈祥」〔拾遺〕卷六。
- 〔廉字卷六〕「謀財報」〔拾遺〕卷六、「償討分明」〔拾遺〕卷六。
- 〔恥字卷八〕「悔過愈疾」〔拾遺〕卷六、「勸盜歸正」〔拾遺〕卷六、「悍婦佞法」〔拾遺〕卷五、「縱虐前子」〔拾遺〕卷三。

この中で「割愛従夫」(『拾遺』巻三「慈虐異報」)は、原作では継母の賢愚を問題としているが、この案証では、題名を変えて自分の生んだ子を犠牲にする賢妻を主題とし、冒頭に世間には愛情深い継母があれば、孝行な前妻の子もいると案証の概要を提示している。

(『大成』) 世間前娘後母之子、最難処置。後母未必不慈、前娘之子未必不孝。

(『拾遺』) 其或為人室侍前房子女更宜憐恤。則後母較勝於前母、善報固自不爽。苟或居心殘毒、其夫又不檢約、則孤幼女之苦、有不堪言者矣。

また時代・人物を変えて、元朝山東省の秦潤夫の後妻柴氏とその子有貴、前妻姜氏とその子有富とし、①秦潤夫が後妻柴氏に大義を教える宣詞、②潤夫が子有富を教訓する宣詞を加えて、家長たる者がそうした賢明な妻子を教育する責任があることを明らかにしている。

またストーリーも単純化して原作の愚昧な継母の話は割愛し、代わりに、流民秦二狗が仇敵の賈伯薫を殺害し、有富の財産を狙う訴訟屋が有富を訴えて有貴が身代わりになるが、二狗が罪を自供して柴氏と二子が表彰される、と改変している。

#### 4. 漢川善書

『湖北曲芸志』「漢川善書曲目表」<sup>35</sup>に对照させれば、「代友完婚」、「善惡異報」の二篇が『宣講拾遺』に取材している。また「双官話」<sup>36</sup>は『宣講拾遺』巻四「双受誥封」を改編した案証である。

#### 5. 評劇

清末民初に成兆才(一八七四—一九二九)が『宣講拾遺』の中の案証「安送米」(「愛女嫌媳(附積米奉親)」)、「盛德格天」、「陰謀遭讎」、「勸愛宝」、「感親孝祖」、「李桂香打柴」(「慈逆異報」)<sup>37</sup>、「代友完婚」、「悔過愈疾」、「賢女化母」、「異方教子」、「悍婦伝法」、「阻善毒兒」、「埋金全兄」などを評劇に改編した。<sup>38</sup>

ちなみに「勸愛宝」<sup>39</sup>は「還陽自説」を改編した作品であるが、結末を悪女の悲惨な最期から悔悟へと改めるテキストもある。<sup>40</sup>周士春の子愛宝は愚鈍で、妻姜氏はその妹周蘭香と家事の主導権を争って讒言し、蘭香は縊死し、士春夫婦は追い出されて凍死するが、蘭香の亡霊に救われ、隣家の張氏に保護される。蘭香は冥界で姜氏を訴え、姜氏は地獄を巡って蘇生し、悔悟して士春夫婦を家に迎える。

#### 6. 湖北大鼓

湖北大鼓はかつて『宣講集要』などのテキストをもとにして聖諭宣講を行っていたという。『宣講拾遺』の名は掲げられていないが<sup>41</sup>、この書も使用されていたことは疑いないであろう。

#### 7. 皮影戲

遼寧凌源、河北灤州、甘肅隴東の皮影戲でもかつて『宣講拾遺』を底本とした作品が見られ、「宣卷」とも喚ばれていたという。<sup>42</sup>

## 六 結び

『宣講拾遺』は『宣講集要』の後に編纂された清末の説唱形式の宣講書であり、全国的に普及し各地で多くの版本が刊行された。この宣講書の特徴は『宣講集要』の案証を参考にしながら新しい案証を収録し、案証の冒頭に主旨を解説してわかりやすくし、人物の「宣」を挿入して読者の感情移入を誘うという工夫を施している点にある。この宣講書はこれによって後世の宣講書や民間芸能に取り入れられ、民衆教化に貢献したと言えよう。

- 1 封面「光緒己亥仲春月校刊／宣講拾遺／樂善印送・不取板資」
- 2 封面「聖諭六訓／光緒八年西安省城重刻／宣講拾遺／樂善印送・願借不吝 此板暫存鐘樓南順城巷馬雜貨舖」
- 3 封面「聖諭一訓／光緒癸未重鐫／宣講拾遺／周口文成堂」
- 4 封面「聖諭六訓／光緒甲申重鐫 亳州樂善局／宣講拾遺」
- 5 封面「聖諭六訓／光緒壬辰新鐫／宣講拾遺／書業德梓」
- 6 封面「聖諭六訓／光緒十九年蘭省城重刻／宣講拾遺／此板暫存鼓樓東奎元堂新刊」
- 7 封面「光緒癸巳嘉平月校刊／宣講拾遺／樂善印送・不取板資」
- 8 封面「光緒甲午孟冬月重鐫／選刊宣講拾遺／有樂善者・願借不吝 板存同善堂」
- 9 封面「光緒二十四年孟春敬鐫／宣講拾遺／天津濟生社存板」、同年天津通真老人序、光緒八年成邑慶生李映斗重刻序。早稲田大学風陵文庫蔵。
- 10 表紙表に「宣講規則」「札部頒行」ほか巻1目録を掲載する。表紙裏「甲戌年正月重印／宣講選録／北平西单牌樓横二条 大成印書社代印 二号電話西局五

一七」。上海図書館等蔵。

11 康徳三年（一九三七年）、安東市（満州国）宏道善書局版。

12 陝西省義興堂石印。版心「宣講拾遺 縦虐前子 第三冊第七段」。

13 科挙制度で学資を支給される生員（秀才）。

14 「目」の誤刻か。

15 「無声戯」第十二回「妻妾抱琵琶梅香守節」による。

16 常德府の誤。

17 「石音夫醒迷功過格」

18 参考…復旦大学・京都外国語大学共編『漢語方言大詞典』（一九九九年、中華書局）、五七七―一頁に、△平淡▽、△平常▽と解する。

19 参考…同書、一二六五頁に、△改嫁▽と解する。

20 参考…同書、六九六八頁に、△吃喝嫖賭▽と解する。

21 参考…同書、四九二〇頁、「倒」②⑤に、「時態△着▽、△了▽を表す」と解する。

22 参考…同書、六七八五頁に、△折磨▽と解する。

23 参考…同書、四三九七頁に、△農活▽、△手工労働▽と解する。

24 参考…同書、五五九九頁、「盤」⑱に、△辛勤撫育▽、△培養▽と解する。

25 参考…同書、六一二九頁、「黒臉」に、△臉露怒容▽と解する。

26 参考…同書、二七七六頁に、△打盆▽、△干擾▽と解する。

27 参考…同書、二八一八頁に、△口角▽と解する。

28 光緒十五年刊本（二〇〇六年、台北新文豊出版公司『明清民間宗教経卷文献統編』第十一冊収録）の封面には「夢覺子集集／閩閩録／光緒十五年孟冬月新鐫」と刻す。

29 「倒」は西南官話。普通話「着」に相当。注21参照。この案証はもと四川など西南地区で創作されたものと思われる。

30 河南省図書館蔵。早稲田大学風陵文庫に翻刻本を蔵する。民国二十四年、謙

記商務印刷所代印。經理陳希黃の附誌に、「此書原板存洛陽。協和万民国二十四年九月承李毅成先生囑為翻印。係其封翁彌留之際所遺囑也。……」と言う。

<sup>31</sup> ハルビン市図書館蔵。石印。

<sup>32</sup> 「癸酉年中秋月中旬閏登五撰」と記す。

<sup>33</sup> 「時癸酉之夏晩学胡守中謹題」と記す。

<sup>34</sup> 原典『拾遺』巻三「慈虐異報」ではストーリーがやや異なり、兄秦克礼が李丁混に侮辱されて殺したため、母柴氏が弟克讓に身代わりを命じる。

<sup>35</sup> 『湖北曲芸志』湖北巻（二〇〇〇年、中国ISBN中心出版）、一六九—一三七頁。  
<sup>36</sup> 漢川市文化館所蔵。

<sup>37</sup> 『評劇彙編』第六集（一九八二年、沈陽市文化局劇目室）収録。

<sup>38</sup> 王乃和『成兆才与評劇』（一九八四年、文化芸術出版社）「評劇的劇目及有关情况」甲、評劇劇本創作的題材来源」参考。

<sup>39</sup> 別名「還陽自説」「周蘭香上吊」「仁慈增寿」。『評戲大観』（一九二九、誠文信書局）、『評劇大観』（一九三三、文成堂書店）収録。

<sup>40</sup> 『中国評劇音配像』「勸愛宝」（一九五六年録音配像、天津市文化芸術音像出版社）  
<sup>41</sup> 何遠志『湖北大鼓』（一九八二年、長江文芸出版社）に、「鼓書の『善書』部分、

大致有如下一些書目。『宣講大全』『宣講集要』……」（十一頁）

<sup>42</sup> 顧頴剛『中国影戲略史及其現狀』（一九八三年八月、『文史』十九）参照。